

**i. 総則・雑則****i-01 家庭用2段式駐車装置**

パレットが上下移動することによって複数の自家用乗用車を駐車することが可能な、2段機械式駐車装置（いわゆる家庭用2段式駐車装置。以下「駐車装置」という。）については、以下の通り取扱う。

1. 屋根を有するものは建築物である。
2. 1の駐車装置の階数は1とする。
3. 1の駐車装置のうち、屋根及びパレットが一体的に上下移動するものの高さは、当該装置の部分が上下移動時に到達する最高部までの高さとする。
4. 駐車装置の床面積は、駐車台数1台につき15㎡として算定した数値とする。

関連法令等	法第2条, 令第2条
参 考	S61.4.30住指発第115号
実施年月日	H21.8.18

**【解説】**

駐車装置のパレットは、床として認識することが困難な部分とみなす。

## i-02 車両を利用した工作物

バス、キャンピングカー、トレーラーハウス等の車両を用いて住宅・事務所・店舗等として使用するものについて、規模、形態、設置状況、用途等から随時かつ任意に移動できるとは認められないものは土地に定着する工作物と判断し、法第2条第1号に規定する建築物として取扱う。

なお、「土地に定着する」とは、必ずしも物理的に強固に土地に結合された様態のみでなく、用途上、長期間にわたって一定の場所に存置される場合も含まれる。

関連法令等	法第2条
参 考	S62.12.1建設省住指発第419号, H9.3.31建設省住指発第170号, 日本建築行政会議「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例(2022年版)」, 国土交通省構造改革特区第19次回答
実施年月日	R1.8.1, R3.9.1

i-03 サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅については、以下の通り取扱う。

1. 老人福祉法第29条第1項の有料老人ホームに該当するものは、用途規制上は法別表第2(い)六号の老人ホームに該当し、単体規定上は児童福祉施設等に該当するものとする。
2. 上記に該当しないものは、平面計画(各住戸・居室の台所、便所、浴室の有無)や利用実態などから、「共同住宅」か「寄宿舍」のいずれかとする。

関連法令等	法第48条・別表第1・第2
参 考	
実施年月日	H29.2.1

## i-04 フィットネスクラブ等

フィットネスクラブ等は、法別表第1第(3)項の「スポーツの練習場」に該当する。	
関連法令等	法第2条第二号・別表第1，令第115条の3第二号，安全条例第22条
参 考	質疑応答集P. 4395，日本建築行政会議「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例（2022年版）」
実施年月日	R1. 8. 1

## 【解説】

1. 特殊建築物であるため、用途変更を行う場合、法第6条第1項第一号に掲げる規模であれば、確認申請を要する。
2. 「フィットネスクラブ等」の例は、次の通りである。
  - ・フィットネスクラブ
  - ・アスレチッククラブ
  - ・エアロビクスクラブ
  - ・その他これらに類する施設
3. 用途規制については、日本建築行政会議「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例（2022年版）」の取扱いの通りとする。

## i-05 一戸建ての住宅をモデルとする展示用住宅

一戸建ての住宅をモデルとする展示用住宅（以下「モデルハウス」という。）については以下のとおり取扱う。

### 1. モデルハウスの用途

モデルハウスにおいて、宅地建物取引業法の免許を受けたものが同法に基づく標識を掲示し営業を行うものにあつては宅地建物取引業を営む店舗とし、その他のものにあつては事務所とする。ただし、モデルハウスの床面積の合計が500㎡を超えるもの又は商品等を展示するスペースで一室の床面積が100㎡を超えるものについては展示場とする。

なお、敷地内に用途上不可分の関係にある2棟以上のモデルハウスその他販売事務所等がある場合の法別表第2の適用にあつては、それらの建築物の床面積の合計が500㎡を超えるものは展示場として取扱う。

### 2. モデルハウスに対する採光、換気及び排煙の規定の適用

モデルハウスの居間、食堂、寝室その他の室（戸建住宅の居室に相当する室に限る。）を居室として取扱い、それぞれの室に対して採光、換気及び排煙の規定を適用する。

### 3. モデルハウス内の小屋裏物置等

モデルハウス内に展示として小屋裏物置等を設置する場合は、本取扱要領 i-12 「小屋裏物置等」の取扱いを準用する。

関連法令等	法第2条第四号・第28条・第35条・第48条・別表第1
参 考	本取扱要領 i-12
実施年月日	R1.8.1

## 【解説】

1. 本取扱いは、一戸建て住宅の販売促進や展示を目的として設置されるモデルハウスに適用するものである。
2. モデルハウスは、法のいずれの規定においても住宅に該当せず、本文の通り取扱う。なお、確認申請書における主要用途については「展示用住宅」とし、建築物用途コードは08990（その他）とする。
3. 採光、換気及び排煙の規定については、共同住宅の当該モデルルームと同様にモデルハウスの戸建住宅の居室に相当する室を商談その他の執務のための居室として取扱い、規定を適用する。

## i-06 共同住宅の棟外モデルルーム

共同住宅の販売案内所において、販売に供する共同住宅の住戸（以下「モデル住戸」という。）を展示する建築物（棟外モデルルーム）は以下の通り取扱う。

### 1. 建築物の用途

宅地建物取引業法の免許を受けた者が同法に基づく標識を掲示し営業を行うものにあつては宅地建物取引業を営む店舗、その他のものにあつては事務所とする。ただし、床面積の合計が500㎡を超えるものは展示場とする。

### 2. モデル住戸に対する採光、換気及び排煙の規定の適用

モデル住戸の居間、食堂、寝室その他の室（共同住宅の住戸の居室に相当する室に限る。）を商談その他の執務のための居室として取扱い、それぞれの室に対して採光、換気及び排煙の規定を適用する。ただし、法第85条第6項の規定に基づく許可を受けて建築する建築物で、かつ、以下の全てに該当する場合は、この限りでない。

- (1) モデル住戸の外部に商談スペースが設けられており、モデル住戸の室が商談等のために使用される主たる場所でないこと。
- (2) モデル住戸設置後の展示室の各部分（モデル住戸の外部で、展示その他これに類する目的のために継続的に使用する部分をいう。）において、採光上、換気上又は排煙上支障がないこと。
- (3) モデル住戸の内外間の通気が常時開放された開口部を通じて確保されていること。ただし、モデル住戸内部の換気のために換気設備が有効に設けられている場合はこの限りでない。
- (4) モデル住戸にガスが供給されておらず、モデル住戸の内部において、かまど、こんろ、ストーブその他火を使用する設備又は器具が使用できないこと。
- (5) 令第120条及び令第126条の4の規定について、モデル住戸の室（モデル住戸の室に準ずる部分を含む。）を居室とみなしてこれらの規定に適合すること。

関連法令等	法第2条第四号・第28条・第35条・第48条・第85条第6項
参 考	
実施年月日	H24. 8. 18

### 【解説】

#### 1. 適用範囲

本取扱いは、マンションの販売促進を目的として設置される、一般に棟外モデルルームと呼ばれる建築物に適用されるものであり、工事中あるいは完成後の共同住宅の棟内モデルルームや住宅展示場等に設置される一戸建ての住宅のモデルハウスは適用外となる。

#### 2. モデル住戸の取扱い

モデル住戸の居間、食堂、寝室その他の室（共同住宅の住戸の居室に相当する室に限る。）は、宅地建物取引にあつての商談等のために継続的に使用されることがあることから、原則として居室として取扱う。一方、本文2. を満足する場合は、仮設建築物として建築する

ものに限り、例外的にモデル住戸内部のそれぞれの室に対する採光、換気又は排煙の規定を適用除外として差し支えないものとしているが、モデル住戸が設けられる展示室に対する採光、換気及び排煙の規定の適用にあたっては、モデル住戸設置部分の面積も展示室の床面積に含める必要がある。また、例えば当該展示室の採光のために窓を設けるような場合、モデル住戸が障害物となって展示室の各部分に採光上支障が生じないように、バランスよく窓を配置しなければならない。なお、本文2.(5)の「モデル住戸の室に準ずる部分」とは、モデル住戸のバルコニー部分等で、当該部分からの避難経路がモデル住戸の内部を経由するものを指す。

## i -07 鉄道高架下建築物の敷地及び建蔽率

## 1. 敷地

店舗、事務所などが連続している場合は、二つの道路により区切られる範囲を一団の敷地とする。ただし、長屋形式で各構えが耐火構造の壁等により区画される場合でそれぞれ接道条件を満たすときは一の構えを敷地として取扱うことができる。

## 2. 建蔽率

法第53条第6項第二号に該当し、建蔽率の規定は適用されない。

関連法令等	法第2条・第53条, 令第1条第一号
参 考	S31.5.15住指受第527号(愛知県建築部長宛)
実施年月日	H21.8.18

## 【解説】

駅舎の敷地に含まれていないことを確認すること。敷地の二重使用に注意を要する。



i-08 建築物の敷地とはみなさない水面等

水面等の部分で、防波堤、防潮堤、堤防等により内陸側と区画された部分は、当該建築物の敷地の部分とはみなさない。

関連法令等	法第52条・第53条・第92条, 令第2条第1項第一号
参 考	
実施年月日	H21.8.18

## i-09 住宅の用途上不可分の取扱い

1. 住宅の離れについて、次のいずれにも該当する場合は、住宅との関係において用途上不可分の関係にあるものと取扱う。

- (1) 母屋の床面積を超えないこと。
- (2) 台所を設けないこと。

2. 市街化調整区域内で、既存の農家住宅から世帯を分けて農業を営む者が居住する住宅は、既存の農業用の作業場、倉庫及び車庫等との関係において、主たる目的である農業を営む上で必要な建築物群の一つとみなせることから、前項に関わらず、既存の農家住宅を含め用途上不可分と取扱うことができる。

関連法令等	法第48条・別表第2, 令第1条
参 考	質疑応答集P.4371
実施年月日	R1.8.11, R5.8.1

### 【解説】

#### 1. 本文1. について

本取扱いに関わらず、実態として住宅の機能を満足すると考えられるものは、用途上可分と判断する。

#### 2. 本文2. について

本取扱いの適用条件は下記の通りである。

- ・市街化調整区域内であること
- ・敷地内に農業用の作業場、倉庫及び車庫等があること（農家住宅の一部がこれらの用途を兼ねる場合を含む）
- ・世帯を分けて農業を営む者が、上記の農業用の作業場、倉庫及び車庫等を既存の農家住宅の世帯と共同して使用すること

神戸市の市街化調整区域は農村地帯を中心に定めている。これらの地域における農家住宅は、主たる目的である農業を営むために必要な作業場、倉庫及び車庫等や、そこで農業を営む者の住宅からなり、農業を営むための一団の建築物群を形成している。

このような農家住宅の敷地において、世帯を分けて（子が親から独立した世帯を形成するなど）農業を営む者が居住する住宅においても、農業を営む上で必要な建築物群の一つとみなせることから、本文1.に関わらず、既存の農家住宅を含め用途上不可分と取扱うことができる。

なお、本取扱いは世帯分離住宅を用途上可分と扱うことを妨げるものではない。

**i-10 一敷地に2以上の工作物がある場合の申請**

2以上の工作物がある場合、各々について申請を要する。	
関連法令等	法第2条第一号・第88条, 令第10条
参 考	
実施年月日	H21.8.18

**【解説】**

鉄塔や広告塔など、1敷地に2以上の工作物がある場合の申請上の取扱いを明記したものである。

## i-11 開放廊下等の床面積

1. 床面積の算定方法は、昭和61年4月30日付建設省住指発第115号通達による。なお、同通達の1-(4)、(5)、(6)中「外気に有効に開放されている部分」とは次の通りとする。

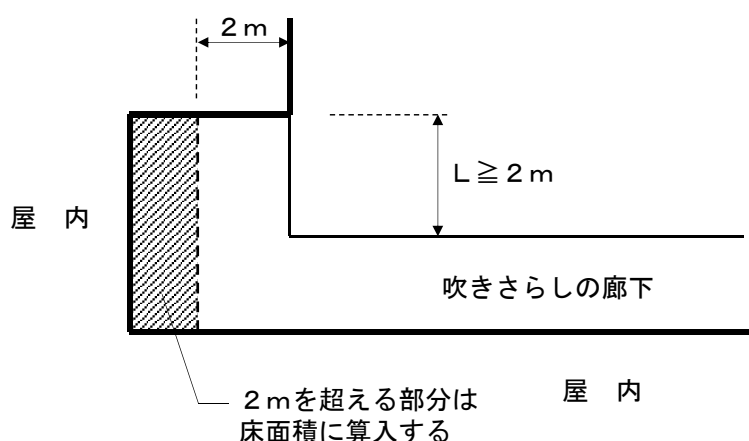
(1) 隣地境界線からの距離が1m（商業地域及び近隣商業地域にあつては0.5m）以上であること。ただし、隣地が公園、水面等で、将来とも空地として担保される場合は隣地境界線からの距離は問わない。

(2) 当該部分に面する同一敷地内にある他の建築物又は当該建築物の部分からの距離が2m（商業地域及び近隣商業地域にあつては1m）以上であること。

2. 吹きさらしの廊下であっても部分的に外部側が開放されていない場合、当該部分は床面積に算入される。ただし下記に該当する場合はそれぞれの取扱いによる。

(1) 吹きさらしの廊下の入隅部

下図のLが2m（商業地域及び近隣商業地域の場合1m）以上の場合は吹きさらしの廊下とみなし、2mまでは床面積に算定しない。



(2) 中廊下の端部

中廊下の端部（突当り）は、開放されている場合であっても外気に有効に開放されているとはみなさない。

(3) スクリーン

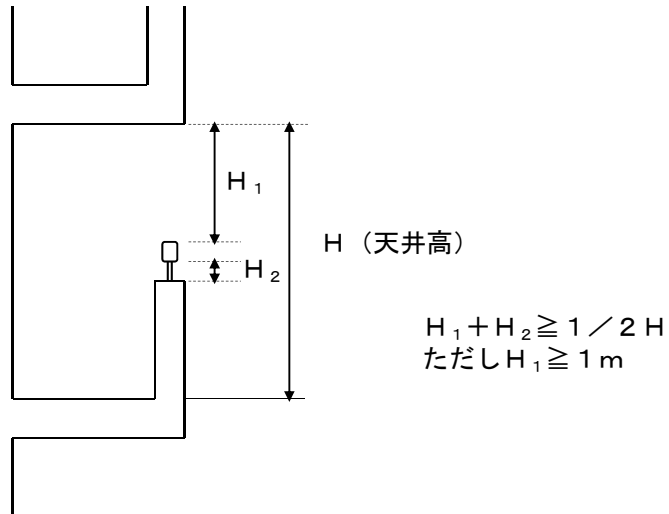
共同住宅の吹きさらしの廊下に強風から住戸の出入りの安全を確保するために、住戸の出入口の前に設けるスクリーンで次に該当する場合は、外気に有効に開放されているものとみなす。

① スクリーンの幅は各住戸の間口の3分の1以内で、1か所2m以内かつ両端が開放されていること。

② スクリーンの材質は不燃材とすること。また透光性があるものであること。

(4) 手すり

バルコニー、廊下の外気に有効に開放されている部分（天井から 1.1m以上、天井高の2分の1以上）の中に手すりを設ける場合は、その下部が必要寸法開いていること。



関連法令等	法第52条・第92条, 令第2条第1項第三号
参 考	S61.4.30住指発第115号
実施年月日	H21.8.18, H27.4.1, R5.8.1

【解説】

1. 「外気に有効に開放されている部分」については、昭和61年4月30日付建設省住指発第115号通達において要件が例示されているが、市街地の状況や土地利用の状況により一律な取扱いが困難な面があり、特定行政庁が区域を指定して別の数値を定めることができるとしている。本取扱いは、神戸市域の状況に応じ、「外気に有効に開放されている部分」の要件を独自に定めたものである。
2. 本文2.(4)手すりの取扱いに関連するものとして、「平成17年3月25日消防庁告示第三号 特定共同住宅等の構造類型を定める件 第四 開放型特定共同住宅等 (四) 廊下について」(以下抜粋)がある。
  - (四) 廊下は、次に定めるところによるものであること。
    - イ すべての階の廊下は、次の(イ)又は(ロ)に定めるところによること。
      - (イ) すべての階の廊下は、次のaからdまでに定めるところによること。
        - a 各階の外気に面する部分の面積(廊下の端部に接する垂直面の面積を除く。)は、当該階の見付面積の三分の一を超えていること。
        - b 外気に面する部分の上部に垂れ壁等を設ける場合は、当該垂れ壁等の下端から天井までの高さは、30cm以下であること。
        - c 手すり等の上端から垂れ壁等の下端までの高さは、1 m以上であること。
        - d 外気に面する部分に風雨等を遮るために壁等を設ける場合にあつては、当該壁等の幅を2 m以下とし、かつ、当該壁等相互間の距離を1 m以上とすること。
    - ロ (略)

i-12 小屋裏物置等

住宅の小屋裏、天井裏、床下部分を利用して設ける物置（以下「小屋裏物置等」という。）で、次の1. から7. の全てに該当するものについては、建築基準法の規定を適用するにあたり階とみなさず、床面積にも算入しないものとする。なお、構造耐力上についても適切に計画すること。

1. 小屋裏物置等の水平投影面積（固定階段の場合は階段部分の水平投影面積を含む）は、その存する階の床面積（共同住宅・長屋の場合は各住戸単位の床面積）の2分の1未満であること。
2. 小屋裏物置等の天井の最高高さは1.4m以下であること。
3. 中間階に設ける小屋裏物置等で床下物置と天井裏物置が重なる場合、天井裏物置の床から床下物置の天井までの最高の寸法は1.4m以下であること。
4. 階の中間に床を設ける場合、室の天井高さを2.1m以上確保すること。
5. 小屋裏物置等のうち、横から物の出し入れをする場合は、建具等により他の部分と区画すること。ただしロフト状の場合を除く。
6. 開口部は換気用小窓程度とする。
7. 束立て等により屋上に空間を作り出しているもの、意図的に天井の高さを下げているもの、外部から利用できるもの等については小屋裏物置等とは取扱わない。

関連法令等	法第52条・第92条, 令第2条第1項第三号・第四号・第六号・第八号
参 考	日本建築行政会議「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例（2022年版）」
実施年月日	H21. 8. 18, H24. 8. 18, H27. 4. 1, R3. 9. 1, R5. 8. 1

【解説】

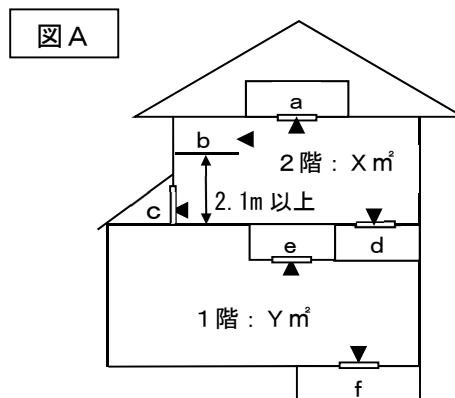
1. 小屋裏物置等の用途については収納に限定される。
2. 住宅は、一戸建て、長屋、共同住宅の住戸の部分とする。
3. 図Aのような場合、本文1. の判断は以下の各条件の通りとする。また、階の中間に床を設ける場合は、当該部分の直上又は直下の室の天井高さが2.1m以上でなければならない。

$$(a+b+c+d) < X/2$$

$$(e+f) < Y/2$$

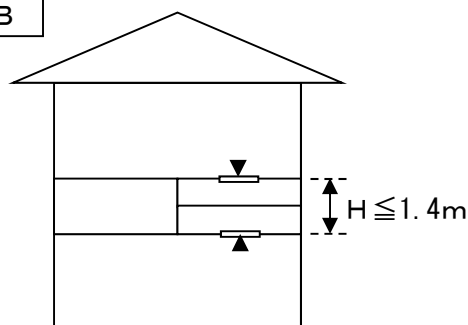
$$(c+d+e) < X/2 \text{ かつ } Y/2$$

a~f：各小屋裏物置等の水平投影面積



4. 本文3. は図Bに示すHの寸法を規定するものである。

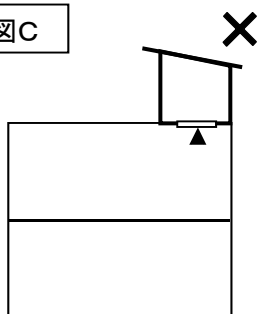
図B



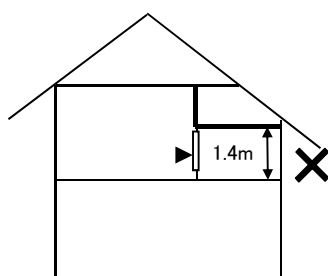
5. 本文5. は、横から物の出し入れをする小屋裏物置等と他の部分とを建具等により区画し、物置としての利用を明確にし、他の部分と一体的に利用するのを防止するものである。

6. 小屋裏物置等とは、小屋裏、天井裏、床下部分に発生する余剰空間を利用するものである。束立て等により屋上に空間を作り出している場合、本来の天井高さに対して意図的に天井を下げている場合又は外部から利用できる場合等は小屋裏物置等として取扱わない。参考として具体的事例を図Cに示す。

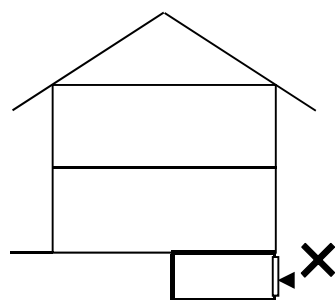
図C



束立て等により物置空間を作り出している場合



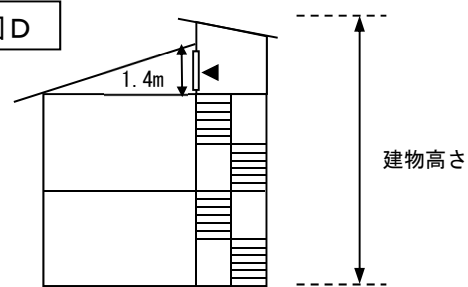
意図的に天井の高さを下げている場合



外部から利用できる場合

7. 図Dのように階段室等の屋上部分からの出し入れがある場合は、当該階段室等の屋上部分は、令第2条第1項第六号ロ、第八号の規定により、高さ、階数に算入しない部分には該当しない。

図D



階段室等の屋上部分からの出し入れがある場合



## i-13 高さ、階数に算入されない部分

### 1. 高さに算入されない屋上突出物

令第2条第1項第六号ハの「棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物」は、以下のものが該当する。なお、パラペットは該当しない。

該当するもの（例示）

- ・箱むね、鬼瓦等
- ・開放性の大きい手すり
- ・避雷針、アンテナ等
- ・パイプ、ダクトの立ち上がり部分
- ・煙突（ただし、法第33条の場合を除く。）

### 2. 階数に算入されない屋上部分

令第2条第1項第八号の「建築物の屋上部分」は、同項六号ロの建築物の屋上部分に準ずるものとする。

関連法令等	法第92条, 令第2条第1項第六号・第八号
参 考	日本建築行政会議「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例（2022年度版）」
実施年月日	H21. 8. 18, H24. 8. 18, R5. 8. 1

### 【解説】

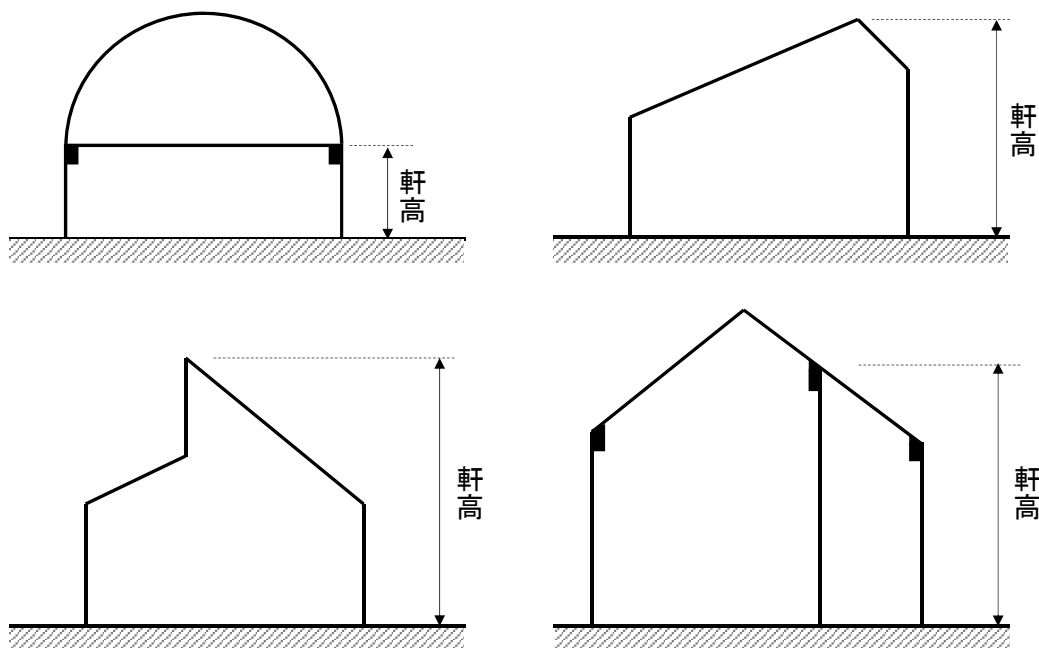
開放性の大きい手すりとは、形状がパイプ・金網等で、柱の立ち上り部分から手すりの天端までの見付け面積に対して、開放されている部分が概ね8割以上のものをいう。

なお、日本建築行政会議「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例（2022年度版）」に記載のとおり、上記の高さに算入されない屋上突出物であっても天空率算定の対象となる。

i-14 軒高

軒の高さの算定に関する取扱いは、「近畿建築行政会議 建築基準法共通取扱い集」によるほか、下図のとおりとする。

鉄筋コンクリート造（鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造）の場合



関連法令等	法第20条・第21条・第56条の2・第92条・別表第4，令第2条第1項第七号・第51条・第67条・第130条の12・第135条の22
参 考	近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集
実施年月日	H21. 8. 18, H27. 4. 1, R2. 4. 1

## i-15 地下建築物の上部の建築物

下図のように建築物①と建築物②が、平面上重なっている場合で、次のイ、ロ、ハ、ニの全てに該当する場合は、以下の通り取扱うことができる。

- イ) 建築物①の階数が2以下
- ロ) 建築物②の階数が1で、床面積が50㎡以下
- ハ) 地盤Aが、従前から存在する地盤か宅造許可又は開発許可で造成する地盤
- ニ) 地盤Aと、建築物②のスラブ天端との垂直距離が1 m以上

### 1. 平均地盤面の算定

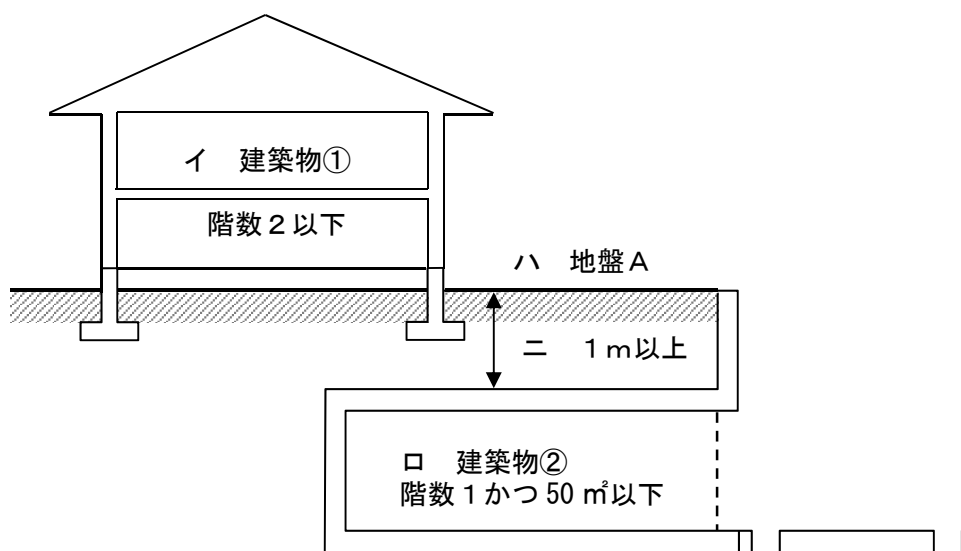
平均地盤面の算定にあたっては、別棟とすることができる。

### 2. 防火規定の適用

法第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）の適用についても別棟の建築物として取扱うことができる。

### 3. 構造上の取扱い

本取扱要領 iv-03 「地下車庫付住宅の構造計算」による。



関連法令等	法第92条, 令第2条第2項
参 考	本取扱要領 iv-03
実施年月日	H21. 8. 18, H24. 8. 18

## 【解説】

1. 平均地盤面の算定については、従来通り一体の建物として算定を行ってもよいが、その場合は建物の軒の高さ及び最高の高さは一体の建物の平均地盤面から算定し、法第55条、第56条、第56条の2、第58条が適用されるので注意すること。
2. 本取扱いにより平均地盤面の算定を別棟とした場合、確認申請書の高さの欄は、別棟として算定した高さのうち大きい方の値を記載する。

i-16 地盤面の算定方式の取扱い

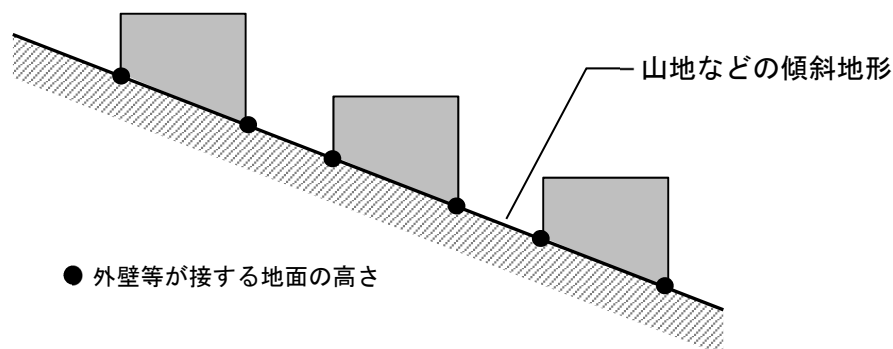
1. 中庭を有する建築物の場合

中庭のように建築物で囲まれた外部空間の部分は、建築物が周囲の地面と接する位置として取扱う。ただし、通風、採光のために設けられる小規模なもの等はこの限りでない。

2. 既存の傾斜地に建つ建築物の場合

審査基準 I-1 に該当しない既存の傾斜地に建つ建築物の地盤面の算定にあたっては、建築物が周囲の地面と接する位置における高さの設定は、実際に地表面と接する位置の高さとする。

なお、既存の傾斜地とは、敷地周辺の土地と一体的な傾斜の地形をいい、一部の宅地周囲の法面や部分的な傾斜は含まない。（平成23年10月20日付神都建安第294号通知）



3. 建築物が接する地面より周囲の地面が低い場合

既存宅地で、建築物が接する地面より周囲の地面が低い場合は、審査基準 I-1 「1. 敷地が前面道路や隣地より高い場合」により、建築物が接する地面の水平面が50cm（地上の階数が5以上であれば2m、以下同じ。）を有しない場合は、当該建築物は、外壁面からの水平距離が50cm先の地面の高さで接するものとみなす。（図1、2における地盤高さA）ただし、水平距離50cm先の地面の高さが明確でない場合は、法面の下で水平面の広がりをもつ地面の高さで算定してもよい。（図2における地盤高さA'）

図1 擁壁がある場合

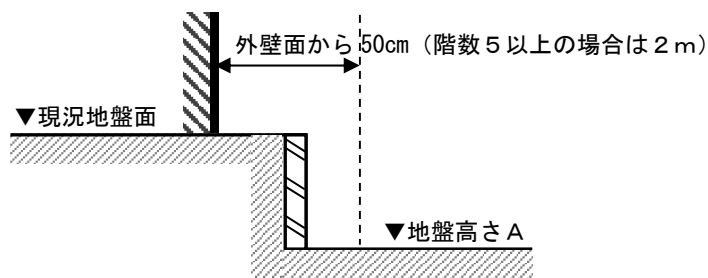
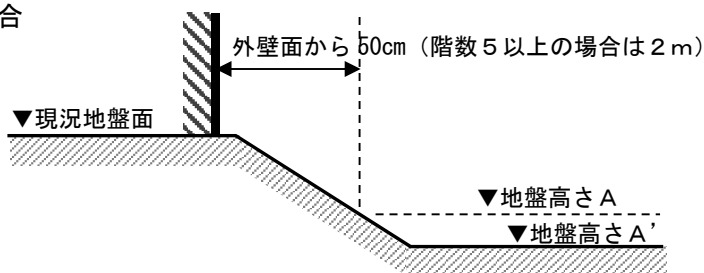
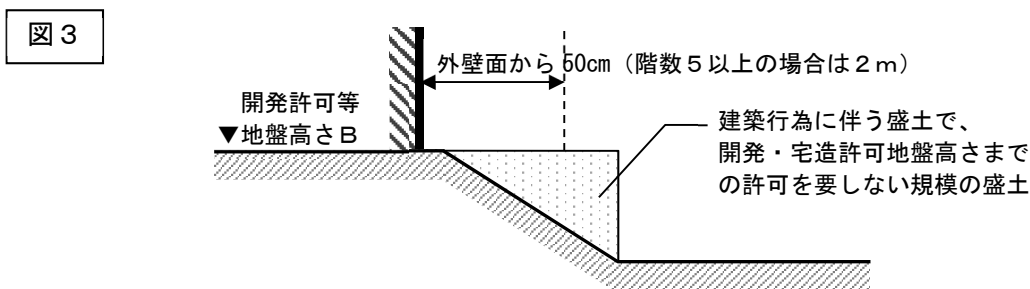


図2 法面がある場合



4. 開発許可又は宅造許可により築造された宅地に盛土を行う場合

都市計画法第29条又は宅地造成及び特定盛土等規制法第12条による許可（以下「開発許可等」という。）及び検査を受けた宅地（完成時期の新旧を問わないが、戸建住宅用の宅地に限る。）で、宅地内の敷地境界周囲が部分的に法面で完成しているものについて、宅地の大部分を占める平坦な部分の高さ（開発許可等を受けた地盤高さに限る。）にあわせて盛土する場合（いわゆる「法起こし」をいう。）は、周囲の状況から鑑みて、特段、不自然、不合理でないものであれば、建築行為に伴って行う場合でも、当該開発許可等の範囲内とみなし、その盛土後の地表面を、本文中第3号に規定する地盤面として扱える。（図3における地盤高さB）



なお、審査基準 I-1 「2. 擁壁や盛土がある場合」の条件に合致しない盛土については、盛土後の地表面は、建築物が接する地盤面とは扱えず、現況地盤高さで接するものとなる。（この場合は、1. の取扱いと同様に扱う。）

関連法令等	法第92条, 令第2条第2項, 審査基準 I-1
参 考	H14. 11. 14行政会議, 横浜地裁H17. 11. 30判決
実施年月日	H27. 4. 1, R1. 8. 1, R6. 4. 1

【解説】

1. 審査基準 I-1 「1. 敷地が前面道路や隣地より高い場合」の本文中「隣接する地面」とは、隣地だけではなく敷地内の地面を含み、「擁壁等」とは、擁壁のほか法面となる場合を含む。「1. 敷地が前面道路や隣地より高い場合」とは、敷地の内外を問わず、建築物の外壁が面する地盤の水平面が十分な広がりを持つ場合であり、図1や図2に示す取扱いとなる。

2. 本文4. は、開発許可等により造成された戸建住宅用の宅地について、住宅の建替え等の建築工事に伴い盛土を行う場合で、造成時の開発許可等による地盤高さまで法起こしする程度の開発許可等を要しない盛土を行うものについて、審査基準 I-1 「2. (3)」の規定を準用するものである。

なお、造成後、宅地内の土の切り盛りを行った等により、許可による地盤高さが一見して判断できないものや、許可による地盤高さが、宅地内の大部分を占めない場合等については、原則として適用できない。